

災害後の工場・家屋の 修理はとても危ない



安全センター

【発行】
尼崎労働者安全衛生センター
【連絡先】
〒660-0802
尼崎市長洲中通 1-7-6
TEL・FAX 06-4950-6653

明日への伝言
アスベストヨウクからノンアスベスト社会へ

あやまれ・つくなえ
アスベスト

1,890円(当センター割引あり)

七月の西日本集中豪雨と六月大
阪北部地震の爪跡はまだまだ残っ
ていて、通勤途中の電車からでも、
一般の住宅だけでなくかなりの規
模の工場でも、屋根をブルーシー
トで覆っていたり、側面の壁をつ
ぎはぎだらけにしているのを、
次々と見かけます。

たいがいの場合、これらの補修
工事は外注で行われますが、その
業者に雇用された労働者が屋根の
石綿スレートを踏み抜いて転落し
た時に、発注した企業の安全担当
や私たち労組の安全担当も、知ら
なかったではすまされんと思うの
です。

そこで、これまでの経験なども
踏まえて、このような災害後の高
所作業などの安全確保について、
触れてみます。

素人が修理に多数参加

二〇一一年(平成二三年)三月
一日に発生した東北沖を震源と
する東日本大震災は、私たちの記
憶にもまだまだ新しいと思います。
この地震と津波で多くの低層建
築物・一般家屋も被害を受けまし

作業員が屋根を踏み抜き墜落し死亡、元代表取締役を送検
高知・四万十労働基準監督署

四万十労働基準監督署(吉本雄一署長)は、建設業を営むA社(高知県土佐清水市)と同社元代表取締役(64)を、労働安全衛生法違反の疑いで書類送検した。
同署によると、2018年4月、同市の倉庫解体工事現場において、作業員(58)が倉庫のスレート屋根(高さ8m)の解体作業中、石綿スレート部を踏み抜いて墜落し脳挫傷で死亡した。
元代表取締役は、墜落による危険を防止するために安全帯を使用させる等の措置、スレート屋根の踏み抜きによる危険を防止するための歩み板の設置や防網を張る等の措置を行っていなかった疑いがある。

労働安全衛生法第21条第2項(事業者の講ずべき措置等)
労働安全衛生規則第518条第2項(作業床の設置等)
労働安全衛生規則第524条(スレート等の屋根上の危険の防止)

た。一部損壊の家屋では早急に修
理したくとも人員も機材もなかつ
たのです。このような状況で全国
から人員が集められ、十分な対策
もとらずに、また素人に近い経験
の浅い労働者が従事しました。そ
の結果、転落事故等が多数発生し
ました。

厚生労働省は急ぎ専門部会を立
ち上げ、専門家に対策をつくらせ、
通知を出しました。それが「低層

労働安全衛生規則第518条および第519条

労働安全衛生規則 第518条

- 1 事業主は、高さ2メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く)で作業を行なう場合において墜落により労働者の危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。
- 2 事業主は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則 第519条

- 1 事業主は、高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下、囲い等)を設けなければならない。
- 2 事業主は、前項の規定により囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

住宅屋根工事における墜落災害防
止対策」です。

屋根を踏みぬく心配なくす

墜落災害防止対策の基本は次
のとおりです。ア適切な作業床
(踏み抜きのおそれなく、作業時
の安全が担保できるもの)を確保
する。イ囲い等(囲い、手すり、
覆い等)を設ける。ウ上記が著
しく困難な場合は、親綱を張り、
安全帯を使用する。

スレート屋根工事における墜
落防止対策について(1)スレー
ト屋根補修工事における墜落によ
る労働災害の特徴 ア 墜落防止
対策が講じられていない現場で多
く発生しています。イ 移動中に
歩み板を踏み外すことによる災害

も発生しています。(2)スレ
ート屋根工事における墜落災害防
止対策 墜落災害防止対策の基本
は次のとおりです。ア適切な作
業床(踏み抜きのおそれなく、作
業時の安全が担保できるもの)を
確保する。イスレート屋根上を
移動中に、歩み板を踏み外す事
例もみられるため、適切な通路幅(歩
行時や資材運搬時の安全性が担保
できるもの)を確保する。※上記
に加え、安全ネットを屋根裏に設
置する、又は親綱を張って安全帯
を使用する。



災害直撃時も「日常通り」必要か

市場勤務 牧 有恒 (愛知県 55)

大きな自然災害が起こる度に思いつくことがあります。

2009年10月、伊勢湾台風以来、という大型台風が地元を直撃しました。当時、大手コンビニエンスストア向けの食品配送の仕事に就いていた私は、台風が上陸する早朝、普段通りの出勤を命じられました。

先輩からは「時速30km以上は出すな、横転するぞ」「冠水に差し掛かったら突っ切れ」。さすがに運転中は恐怖を覚えるほどの猛烈な風雨でした。方々の道路で冠水し、何台もの車が立ち往生していました。仕事とい

うより、命がけのサバイバル。別の業者さんのトラックが横転したり、倒木に衝突して配達員さんが亡くなったたりした、と後でニュースで知りました。私たちは、そんな危険を顧みず運ばなければならぬような緊急物資を取り扱っていたのでしょうか？ 答えはノーです。あれだけの悪天候に買い物客が来店するのとも疑問です。「日常通り」を成り立たせるため、私たちは命をかけたせられた、としか思えないのです。

定例交流会で、転倒事故の報告多い

一〇月二五日の定例交流会「事故・災害報告」（於 安全センター事務所）では、各職場での労災発生状況を確認しましたが、階段からの転落、骨折というのがいくつか出ました。駅のエスカレーターには（必ず手すりをお持ちください）というステッカーが貼ってあるし、会社の事務所などを訪ねた時にも、昇降時手すりをお持ちください、という注意書きをよく見ます。転落があったので手すりを新たに取付けることにしたという報告も過去にありました。

三才の正職員、報告書を持つて階下に向かう途中、踊り場の次の一段を踏み外した。電気をつけない薄暗い状態で手すりを持たずに降りた。かかとの骨を骨折。（不休）—いつでも起こりうる事故で日ごろからの定期的な教育が不足していた、注意喚起の掲示物で危険の見える化を図る。

次の職場。エレベーターの使用を極力抑えようという指示のもと、目の前がふさがるほどの材料を抱えて階段を小走りで降り、踏みまちがえて骨折（休業）。理由は不明だが、降りしなに最後の一段を飛ばして降りて骨折（不休）、という事故もありました。



徹底議論を

不注意ですませず

階段の蹴上げの高さや踏み面の幅に問題はないか、手すりの高さが低すぎないか、床面につまずき、滑り、踏みぬき等の心配はないか、現場で使用している靴が滑りやすくなっているか、あるいは反対に動きがスムーズに行かなくて、つまずきの原因になっていないか。職場の高齢化も影響して転倒災害は大変多く、また骨折やねんざの治療は長引きます。歩行通路の明るさ確保や、始業前の足首などのストレッチ体操、寒い時期のポットに両手を突っ込んでの歩行の禁止など、安全衛生委員会で徹底して議論しましょう。

職場に猫が入る…

はホイストで引き揚げたプレスの金型が外れて作業者の足元に落ちてしまった事故の報告もありました。

職場ではヒヤリ・ハット運動でさまざまな可視化が図られています。しかし作業者はふさがれていなければ近道をしつづけます。この近道が、災害の発生につながることも多くあります。ぜひ職場では作業者に「ヒヤリ・ハット」とともに「近道注意」の事例を、具体的に可視化を行うことも実施してみてください。チョットした手抜き作業が災害の発生になることを、何度でも学習せねばなりません。

その他にも職場に入ってきた猫

日立社員の労災認定

残業月150時間超、適応障害

日立製作所の子会社「日立プラントサービス」に出る実態が改めて浮き彫りになった。

重労働で追い詰められていた20代の男性が2016年、体調を崩し、高岡労働基準監督署（富山県高岡市）が、パワハラや月150時間超の残業が原因として、労災認定していたことが6日までに、関係者への取材で分かった。男性は適応障害と診断され、現在も療養している。政府は残業時間の上限規制など働き方改革を進めているが、大企業などの若い社員が過

任当初は5万枚以上の資料をコピーする事務作業もあった。15年7月の残業時間は170時間を超え、休みを2日しか取れなかった月もあったという。上司からは「ばか」「くそがき」「辞めちまえ」など暴言を何度も受けた。

